

平成26年度第3回文化財保護審議会要録

日時：平成27年2月20日（金）午後1時30分から3時

場所：市役所6階大会議室

1 出席者

小平市文化財保護審議会委員 9名（欠席1名）

傍聴者 1名

2 内容

I 会長挨拶

今期の文化財保護審議会の任期も3月末で終了となる。2年間ありがとうございました。後ほど、文化財指定の件で協議したい。次年度以降の指定に向けて、継続的に審議したいと思う。

II 事務局報告

【生涯学習推進課】

(1) 東京文化財ウィーク2014関連事業開催結果について

①文化財特別展「こだいらの遺跡－鈴木遺跡発掘－」

②遺跡ウォーク 小平の遺跡をあるく－鈴木遺跡・八小遺跡－

(2) 第27回多摩郷土誌フェア開催結果について

(3) 第40回東京都遺跡調査・研究発表会開催結果について

(4) 国指定名勝小金井（サクラ）の補植について

(5) 鈴木遺跡保存管理等用地の活用検討に向けた基本的事項の整理について

(6) 小平市組織改正について

《事務局報告への意見、質疑応答》

鈴木遺跡保存管理等用地の活用検討に向けた基本的事項の整理について

委員 暫定整備を行うということだが、公園的なものになるのか。その場合、植栽はどうか。植栽は、元々この地域にあるものがよく、外来のものや地域の異なるものはいかがかと思っている。

事務局 遺跡公園の植栽の考え方としては、旧石器時代の景観・植生の再現を検討していくことを想定している。緑の保全の観点からは、今ある木は基本的に生かしつつ、時間をかけて景観を再現していく方法が想定される。また、本格整備の方針をたてる際には、市民のご意見も聴きながら検討していきたい。

委員 現在ある樹木にも不適切なものがあるのではないか。伐採には反対意見も出るが、長い目で見るとどうなのか。例えば、江戸時代につくられた庭園に、明治以降に入ってきた植物が植えられてしまっている例がある。現在植えられている樹木の調査が必要ではないか。

委員 現実にはどのような木があるのか。

事務局 いろいろである。雑木林、旧石器時代の植生として考えられる針葉樹もある。

委員 針葉樹でもヒマラヤスギなどは外来のものであり、問題があると思う。

委員 遺跡公園への整備を想定している、寄付に係る記念碑とは何か。

事務局 農林中央金庫から寄付されたことを述べるものである。

委員 鈴木遺跡の都の史跡の指定範囲はどこか。また、国の指定を目指す範囲はどこになるか。

事務局 都の史跡の範囲は、鈴木小学校北西部の鈴木遺跡保存区と鈴木遺跡資料館の敷地部分である。国の指定を目指す範囲は、そこに、寄付を受けた旧農林中央金庫研修所北側部分を加えた範囲である。文化庁によると、指定範囲は連続面でなくてもよいということである。

委員 鈴木小学校の部分はどうか。

事務局 鈴木小学校は既に遺跡は消滅している扱いとなり、入らない。

委員 国指定史跡化を目指すに当たり、鈴木遺跡資料館について、展示の在り方や専属学芸員の資料館への配置などは考えているのか。

事務局 将来的な課題のひとつとして認識している。

小金井桜について

委員 小金井桜については、小金井市など広域に関係があるので、情報収集に努めてほしい。現在の樹林をどうするのか、桜を植えても日陰になり、育成が難しいのではないかという課題もある。

III 議題

文化財指定の検討について

委員 墓を指定することには多少違和感がある。子孫の方の意向もある。よく考えた方がよいと思う。

委員 墓は個人と密接に結びついているというところはある。

委員 例えば吉良上野介など、有名な歴史的人物の墓が文化財となっている例はよくある。

委員 個人が住んでいる家が文化財として指定されることもある。現役の墓であるが、一方で史跡でもあるという事実はある。

委員 高橋定右衛門の墓は、筆子塚として立てられたということはあるが、子孫はそうしたことをどう思っているのか。

事務局 子孫の方に確認をしたが、小平市史に取り上げられていることも含め、ありがたいと思っておりお任せするとの意向は受けている。

委員 個人的な墓であるという問題と、歴史、御門訴事件をどう捉えるかというところのせめぎ合いがある。墓そのものというより、解説などで御門訴事件を説明し、歴史的事実を重んじるということだと思う。

委員 実際は御門訴事件自体が史跡に値するが、事件そのものは物体として残らないので、

- ということと理解している。
- 委員 西東京市、武蔵野市で文化財となっているものは碑であり、墓ではない。小平市ではなぜ碑がなかったのか。
- 委員 紙碑（図書・文書）があればよいのだとは思いますが、よりどころとなる「物」がほしいというところもあるだろう。
- 事務局 御門訴事件に関わる「物」としては、鈴木遺跡資料館に告諭の高札がある。お上（品川県）に対して異議を唱えて処罰された事件であるため、お上をはばかるというところがあり、碑がつくられるには至らなかったのではないかと考えている。
- 委員 この事件については、日記などのこれという資料はなかなかない。隠れたもので公にできないということはあっただろう。発掘して知らせていくことも役目であり、指定に向けて動いていくことも大事である。
- 委員 文化財になればよいと考える。
- 事務局 先日オープンした武蔵野市ふるさと歴史館を視察したが、御門訴事件のコーナーがあり、映像資料もつくられて流されていた。
- 委員 処罰を受けたものとして当時は表に出されなかったが、歴史を掘り起こす中で、そういうものではなくなってくる。
- 委員 市文化財指定基準では、指定史跡について、「歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺構が比較的良好に原形を保っているもの、または、旧態を推定し得るもので学術上価値のあると認められるもの」とあり、「正しい理解のため欠くことができず」という部分は当てはまり、学術上価値もあると思うが、「原形を保っている」に当たるか。
- 委員 「比較的」との文言が入っていることで読み込めるという考え方になるのではないかと。
- 委員 指定された場合、文化財としての維持管理や修繕に係る経費について、何か手当てはあるのか。
- 事務局 公開管理奨励金の交付制度と、修理等の経費に対する一定割合の補助制度がある。
- 委員 指定された場合、個人の墓のところに案内板を立てることになるのか。
- 事務局 立てる際には、子孫の方と、墓地の土地所有者である寺との調整が必要である。
- 委員 子孫も代替わりすると考え方が変わる例もあり、きちんと取り決めをしておくことが必要だろう。
- 委員 墓の文字が読めなくなっている部分もあり、維持保存のためにも史跡化が必要であると思うが、いずれにしても、御門訴事件について説明するものが必要となると思う。
- 委員 指定して何を後世の人に伝えるかと考えると、墓のみではなく、例えば高橋定右衛門の家がどこにあったのか特定できれば、それを旧跡とするなど、御門訴事件関連

資料として一括して指定することも考えられるのではないか。

また、自治体を越えての御門訴事件についての発信というところも、力を入れてほしい。

委員 小学校の社会科見学などでは市内の各所を見学するが、そのような小平市について学ぶ際に、授業で御門訴事件、高橋定右衛門について扱ってもらえると、子どもたちの印象に残るのではないか。子ども向けのプリントなどが工夫できるとよい。

事務局 小平市郷土かるたでは、高橋定右衛門を取り上げている。

IV その他

意見交換・情報交換

委員 現在、小川よ組ばやしが、会の皆さんが高齢化し厳しい状況になっているので、応援したいと思っている。

委員 小学校で、出前授業などで見せることができると、郷土愛や愛着が湧き、やってみたい人も出てくるのではないのか。おはやしの生を子どもたちに聞かせてあげたいと思う。

委員 日本の伝統的な音楽が、十分に伝えられていない現状がある。